

相談室 Q&A

外国人労働者関係

Q 外国人労働者の両親が「短期滞在」で日本にいる期間について健康保険の扶養手続きを認める必要があるか

当社で働く外国人労働者から、「自分の両親が2～3カ月、日本に滞在することになったので、その間、健康保険の扶養に入れてほしい」との相談が来ました。海外旅行保険などで対応できないかとも思っていますが、認めなければなりません。また、手続きをする際はどのような点に留意が必要でしょうか。(神奈川県 N社)

A 健康保険の扶養加入は被保険者の申請に基づき保険者が認定するため、事業主の判断を挟むことはできない。なお、保険者等は扶養の認定要件にのっとり判定するが、個々の状況に応じて生計維持の実態を確認するので、あらかじめ加入保険者へ状況を説明の上、必要書類を確認しておくのがよいだろう

回答者 伊藤恭子 いたう きょうこ 特定社会保険労務士(社会保険労務士法人大野事務所)

1. 健康保険法上の被扶養者の定義

健康保険法(以下、健保法)では、外国人であるか否かにかかわらず、被扶養者を以下のように定義しています(3条7項一部抜粋)。

被保険者の直系尊属、配偶者(事実婚を含む)、子、孫および弟妹であって、主としてその被保険者により生計を維持するもの

被保険者の3親等内の親族で に掲げる者以外のものであって、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの

上記のとおり被扶養者となるためには、法律で定められた親族の範囲であることと、生計維持関係が認められることの二つが要件となります。このうち「親族の範囲」については明確ですが、「主としてその被保険者により生計を維持するもの」については個々の状況を確認した上で、判定されます。

2. 「生計を維持するもの」とは

「主としてその被保険者により生計を維持するもの」の判定に際しては、同一世帯にあるか否かの区分により、以下の基準が示されています(昭52.4.6 保発9・庁保発9)。

(1) 親族が同一世帯(同居)に属している場合

親族(認定対象者)の年収が130万円未満(60歳以上または障害厚生年金受給該当程度の障害者は180万円未満。以下同じ)であって、かつ被保険者の年収の2分の1未満である場合は、原則として被扶養者に該当します。

前記 に該当しない場合であっても、親族の年収が130万円未満であって、被保険者の年収を上回らない場合には、当該世帯の生計状況を総合的に勘案し、当該被保険者がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしているとき、扶養認定されることがあります。

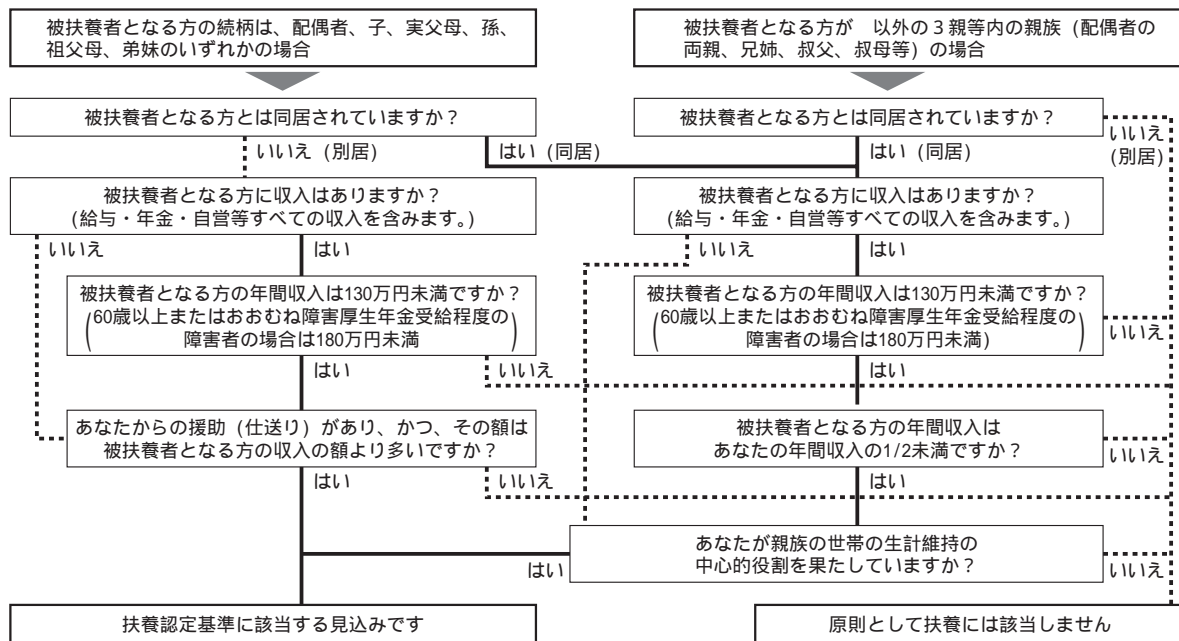
(2) 親族が同一世帯(同居)に属していない場合

親族(認定対象者)の年収が130万円未満であって、かつ、被保険者からの援助による収入より少ない場合には、原則として被扶養者に該当します。

なお、上記(1)および(2)により被扶養者の認定を行うことが実態と著しくかけ離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなると認められる場合には、その具体的事情に照らして最も妥当と認められる認定を行うことになっています。

行政通達により以上のような判定基準が示され

図表 扶養認定点検チャート



この点検チャートは、扶養認定の原則的な考え方を示すもので、認定可否を決定づけるものではありません。詳しくは各保険者等にお問い合わせください。

ていますが、保険者等は日々の被扶養者認定に際し、1カ月の生計費の負担割合、親族世帯の人数、就労状況、収入の有無、年間収入額、別居の場合の送金額および送金方法等を確認の上、生計維持関係を総合的に勘案し被扶養者認定を行っています。

3.ご質問への回答

健康保険の被扶養者認定は保険者等が被保険者からの申請を基に判断するものであり、会社が扶養認定に関し独自に判断する余地はありませんので、労働者の申告に基づき届け出が適切に行えるようサポートする必要があります。

ご質問のような被扶養者認定に際しては、前記二つの要件を満たしていればよく、国内居住や在留資格、国籍を問うような要件は特にありませんので、日本人の両親を認定する場合と基本的には変わりありません。

ご質問のケースにおける判定ポイントは、一時的に日本に滞在する両親と、被保険者である子”において、その両親が 主として子により生計を維持する関係にある”と見なすかどうかにあるといえます。

保険者等はこのような場合において、被保険者および被扶養者個々の収入状況を確認したり、送金状況などの生活実態を確認したりして、生計維

持関係について総合的に判定することになりますが、いずれにしても、一時滞在の事実のみをもって判定されるものではありません。

4.まとめ

以上のとおり、被扶養者の認定における生計維持関係の判定は各保険者等が行いますので、実務上その判定に際しては差異が生じる可能性があります。

扶養申請の際、生計維持関係を確認する上で必要となる証明書類（戸籍抄本、住民票、在留資格認定証明書、送金確認資料等）を提出することになりますが、外国人親族が国外で別居されている場合や一時的に日本に滞在するような場合には、保険者等が求める各種証明書を取得することが困難なことが多く、結果として生計維持関係が認められないケースがあります。

なお、外国語で書かれた書類には日本語訳を付ける必要があるため、労働者が日本語に堪能でない場合は会社がサポートすることで、手続きがスムーズに進められると考えます。

今後グローバル化が進む中で、外国在住の親族の扶養認定件数が増えていくことが想定されます。加入されている保険者等に、どのような証明書類が必要となるかを確認しておくことも重要です。